

# 仕 様 書

- 1 役務名 北(6)レーダー地区電気設備保守点検
- 2 役務提供場所 山口県山陽小野田市大字植生字植生山20  
航空自衛隊防府北基地レーダー地区
- 3 役務概要 特別高圧、高圧受変電設備及び付帯設備の保守点検
- 4 履行期間 令和6年 月 日 ~ 令和7年3月31日
- 5 一般事項
- (1) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書」により、実施するものとする。
  - (2) 請負者は、役務関係者以外に図面等を貸出し、複製及び閲覧させてはならない。また、役務完了後は、図面等を返却するものとする。
  - (3) 請負者は、基地内で役務を行う場合、基地等への立入り及び基地内での行動は基地の規則に従い、指定場所以外に許可なく立入りしてはならない。
  - (4) 本役務に必要な書類は、監督官の指示した期日までに提出し、監督官の承諾を受けるものとする。
  - (5) 本役務に係わる作業において、事故防止のための万全な処置を講ずるものとする。
  - (6) 本役務に際し、建物その他器物を破損した場合、請負者の責めに帰すべき事由により生じたものについては請負者負担において原形に復旧するものとする。
  - (7) 役務写真の撮影は、作業前、作業中及び作業完了後とし、撮影箇所は、監督官の指示する場所、作業後隠ぺいとなる場所及び使用材料等とする。また、役務写真はカラーとし、アルバムに整理して、データCD-R等とともに提出するものとする。
  - (8) 役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報流出防止について万全を期するものとする。
  - (9) 本仕様書に明記されていない事項が発生した場合、又は疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示に従うものとする。
  - (10) 本役務は、検査官による完了検査の合格をもって終了とする。
- 6 特記事項
- (1) 点検項目及び点検場所一覧表については、(10)に示す。
  - (2) 高圧受変電設備等の点検及び保守は、その項目に対応する点検確認を行う。部品又は点検部の汚れや付着等がある場合、清掃を実施して適切な状態にするものとする。
  - (3) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程、電気通信事業法及び労働安全衛生規則等を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
  - (4) 本役務は原則停電し、安全な状態で作業を実施するものとする。やむを得ず活線状態で作業するときには絶縁用防具及び保護具を用いて行うものとする。停電の細部要領については、監督官と協議するものとする。
  - (5) 本役務は地区内全域を停電させ、連続する2日間を基準に実施するものとする。
  - (6) 各種試験等の終了後は、正常な状態になっている事を確認するものとする。
  - (7) 現場代理人は、履行場所の安全衛生に関する管理者となり、関係法令等に従って管理を行うとともに、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
  - (8) 保守点検結果報告書を作成し、速やかに監督官に3部提出するものとする。
  - (9) 本役務に使用する測定器等については、作業実施前に校正試験成績書を監督官に提出するものとする。

(10) 点検項目及び点検場所一覧表

	点検項目	概要(規格等)	受変電設備											計		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
1	特別高圧配電盤		1	4												5面
2	高圧配電盤			21	1	1	1	1	1	1	1	1	1			29面
3	低圧配電盤	10回路以下		3	2	2	2	2	2	1	2	1				17面
4	低圧配電盤	11回路以上		2						1		1				4面
5	外部配線	特別高圧ケーブル	2	2												4系統
6	外部配線	高圧ケーブル		11												11系統
7	接地抵抗		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10接地極
8	特別高圧変圧器	モルト 4000kVA		2												2台
9	高圧変圧器	モルト 500kVA以下		6												6台
10	高圧変圧器	油入 500kVA以下			2	2	2	2	2	2	2	2	2			16台
11	交流遮断器	真空遮断器	1	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1			27台
12	断路器	手動断路器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10組
13	計器用変圧器	V T			2	2	2	2	2	2	2	2	2			16組
14	計器用変流器	C T			2	2	2	2	2	2	2	2	2			16組
15	避雷器	L A			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9台
16	高圧負荷開閉器	L B S		6	2	2	2	2	2	2	2	2	2			22台
17	高圧電磁接触器	V C S		4												4台
18	力率改善装置	高圧進相コンデンサ		4												4台
19	力率改善装置	油入直列リアクトル		4												4台
20	保護継電器	O C R		15	1	1	1	1	1	1	1	1	1			23台
21	保護継電器	D G R		12												12台
22	保護継電器	O V R		1												1台
23	保護継電器	O V G R		1												1台
24	保護継電器	U V R		3												3台

- ※ 実施する点検周期は、全て1年とする。
- ※ 高圧変圧器(油入)については、絶縁油試験(絶縁破壊電圧試験、酸価度試験)を除外した点検とする。
- ※ 柱上避雷器の取付位置は、地上約12mである。
- ※ 点検場所については、図面番号2/2に示す。

役務関係者以外不許複製

役務件名	北(6)レーダー地区電気設備保守点検		
図面名称	仕様書		
図面番号	1/2		
年月日	令和6年4月15日	縮尺	
第12飛行教育団 基地業務群 施設隊			